

〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 3 0 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 木村耳鼻咽喉科
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市兵庫区松本通 3 丁目 1 - 4
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 7 月 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 元年 7 月 1 4 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木村 國男	
理 事	木村 暉美	
同	藪元真由美	
監 事	松井 章	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	木村耳鼻咽喉科		兵庫県神戸市兵庫区 松本通 3 丁目 1 - 4	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】  
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月19日 令和3年度決算の決定

(5) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は  
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 木村耳鼻咽喉科  
 所在地 神戸市兵庫区松本通 3 丁目 1 - 4

※医療法人整理番号 

0	0	0	9	2
---	---	---	---	---

財 産 目 録  
 (令和 5 年 4 月 3 0 日現在)

1.	資 産 額	2,457 千円
2.	負 債 額	628 千円
3.	純 資 産 額	1,829 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,462
B 固 定 資 産	995
C 資 産 合 計 (A+B)	2,457
D 負 債 合 計	628
E 純 資 産 (C-D)	1,829

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(	<input type="checkbox"/> 法人所有	■ 賃借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建	物	(	<input type="checkbox"/> 法人所有	■ 賃借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 木村耳鼻咽喉科  
 所在地 神戸市兵庫区松本通 3 丁目 1 - 4

※医療法人整理番号 

0	0	0	9	2
---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,462	I 流 動 負 債	628
II 固 定 資 産	995	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	874	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	100	負 債 合 計	628
3 そ の 他 の 資 産	20	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	16,143
		II 積 立 金	△ 14,314
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	1,829
資 産 合 計	2,457	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,457



様式6

## 監事監査報告書

医療法人社団 木村耳鼻咽喉科  
理事長 木村 國男 殿

私は、医療法人社団 木村耳鼻咽喉科の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月17日  
医療法人社団 木村耳鼻咽喉科  
監事 松井 章